

北海道らしい循環型社会の形成

循環型社会形成推進基本計画（平成22年4月策定）

位置付け 「北海道環境基本計画」の「循環型社会実現」に係る総合的な計画

施策の基本的な方針 3Rの推進、適正処理の推進、バイオマスの利活用の推進、リサイクル関連産業の振興

現状と課題

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

再生品の価格、循環資源の安定的確保

低いリサイクル率

再生品の利用拡大

施設整備の促進

一般廃棄物 H20 19.4%（全国20.3%）

産業廃棄物 H19 52%（全国52.2%）

[がれき以外] 48.4%（全国44.9%）

再生品利用拡大方針（H16.12）

リサイクル製品認定制度（H21～ 115品目）

北海道リサイクルプラント（H21～ 3品目）

適正処理の推進

後を絶たない不適正処理

悪質、広域化する事案の未然防止

早期発見、早期対応が必要

不法投案件数 H19 46件（7,801t）

H20 38件（1,897t）

普及啓発活動の強化

監視指導の充実、優良事業者の育成

バイオマスの利活用の推進

バイオマスの利活用の拡大

家畜ふん尿、林地残材、豊富なバイオマス

エネルギー利用、複合利用等の拡大

地域特性を踏まえた効果的な対応

バイオマスネットワーク会議・地域ネットワーク会議の運営

・生ごみ等食品系廃棄物の利活用に向けた検討

バイオマス利活用方法の普及啓発

リサイクル関連産業の振興

既存産業技術を生かしたリサイクル関連産業の育成

リサイクル関連産業の創出・育成

循環税事業による支援、産学官等で構成される北海道循環資源利用促進協議会設置など

再生品市場の形成促進

リサイクル製品認定、グリーン購入の促進

リサイクル関連産業の集積の促進

リサイクルポートのPRなどによる、リサイクル関連産業の集積を促進

北海道らしい循環型社会の形成